

埼玉県糖尿病相談員の更新についてのお知らせ

更新は5年毎に行ないます。更新の条件は、以下の（1）と（2）です。

- （1）簡易試験（これは認定委員会主催です）
- （2）指定された講演会やセミナーなどへの参加（単位制）

※ 簡易試験；5年間で6点以上を獲得する。

認定時の講習会で配布された資料、特に Q&A の項目を中心に○×式の簡易試験（10~20問）を行います。60%以上の正解で2点となります。試験は約15~20分で終了してその後に解答とその説明を行ないます。試験日程は例年1~2月を予定しています。

※ 更新に必要な単位数 20単位以上／5年

☆ 簡易試験後に、第2部として相談員対象の講演会を1~2時間行いこの勉強会への参加で1回4単位を得る事が出来ます。

☆ 埼玉県糖尿病協会の認定したセミナー

1~3時間 1単位

3~6時間 2単位

《具体例》

第25回埼玉糖尿病教育セミナー（H29.7.1）フレンジィア
利根医療圏ネットワーク（年3回実施）
医療スタッフ研修セミナー（年2回実施）
熊谷糖尿病ネットワーク（年3回実施） 等

☆ 日本糖尿病療養指導学術集会への参加 2単位

☆ 埼玉県糖尿病協会主催のウォークラリー 2単位

その他

※ 更新時に日本糖尿病療養指導士の資格があれば自動的に更新できるが事前に所定の申し込み手続きを経て行なう。

※ 参加したセミナーでは所定の用紙に参加印を押してもらう。

(学会参加の場合は参加証のコピーを添付)

※ ご注意

この制度においては、認定時に受講された講習会と配布された資料（特にQ&A）を利用することで患者さんからの通常の質問には対応出来るようになっています。しかし、相談員として更なる向上を目的として5年間に、簡易試験や講習会を定期的に行いながらスキルアップを図る構成になっています。従って、講習会参加のみで、その後5年間更新のための行動がなかった場合（つまり、簡易試験を2回以下しか受けていない、あるいは単位が半分以下）は、この制度への参加はふさわしくないとみなされ原則として再認定は認められません。県外居住、海外居住などでやむを得ず簡易試験やセミナーなどに参加出来なかった場合はその旨の書類提出をお願いすることになりますのでご注意ください。

埼玉県糖尿病相談員認定委員会 2017.5.17